

富津市ネーミングライツ導入ガイドライン

富津市

1 趣旨

このガイドラインは、富津市広告事業実施要綱（以下、「実施要綱」という。）の第2条で定義されている、市の構築物に愛称等を付与する事業（以下「ネーミングライツ」という。）の適切な導入を図るために、対象施設や募集の方法、応募者の選定方法等について、基本的な考え方をまとめたものです。

2 ネーミングライツ導入の目的

(1)財源を確保することにより、適正な施設の運営に努めます。

(2)民間の資源やノウハウ等を活用することにより、施設の魅力や、市民サービスの向上を図ります。

3 ネーミングライツの概要

(1)ネーミングライツとは、契約により施設等の名称に企業名や商品名等を冠した愛称を付与させる代わりに、ネーミングライツを取得した企業等（以下「ネーミングライツパートナー」という。）から対価を得て、施設の運営維持と利用者のサービス向上を図るものです。

(2)ネーミングライツ導入後、市は愛称を積極的に使用することとしますが、条例等で定める施設の名称の変更は行いません。

4 導入方式

導入方式として「公募型」と「企画提案型」による二つの方式により実施することとします。

(1)公募型

富津市が対象となる施設を選定し、条件を付した上で、公募を行い、優先交渉権者※を決定します。公募にあたっては市のホームページ等に掲載するほか、報道機関への情報提供を行います。

(2)企画提案型

対象施設を特定せず、民間事業者等からの随時の企画提案を受け付けできるものとします。ただし、企画提案する時点で公募していない施設に限ります。

※ 優先交渉権者とは・・・応募者のうち、ネーミングライツパートナーとして適格であり、かつ有利な条件で契約を締結することができる者として、他の応募者に優先して市が契約交渉を行う団体のことをいいます。

5 導入の手続き

ネーミングライツ導入の手続きは以下のとおりです。（括弧内は事務所管課）

（公・・・公募型 企・・・企画提案型 ④・・・財政課 ⑤・・・対象施設担当課）

- ① 対象施設の選定（公→④ 企→④）
- ② 募集要項案の作成（公→④ 企→④）
- ③ 審査委員会の開催（導入の可否・募集要項等の決定）（公・企→④）
- ④ ネーミングライツパートナーの募集（公→④ 企→④）
- ⑤ 審査委員会の開催（応募者の審査・優先交渉権者の決定）（公・企→④）
- ⑥ 市長決裁（公・企→④）
- ⑦ 優先交渉権者との協議（公・企→④ ④）
- ⑧ ネーミングライツパートナーの決定（公・企→④）
- ⑨ 契約の締結（公・企→④）
- ⑩ 施設表示等の変更（公・企→④）
- ⑪ 愛称の使用開始

※ 導入手続きのフロー図は「別紙1」のとおり。

6 導入対象施設

(1) ネーミングライツを導入する対象施設（以下「導入対象施設」という。）として、市役所庁舎、文化施設、スポーツ施設、道路、公園などの市有施設（及びそれらの一部）を想定しています。

(2) 導入対象施設は、施設の性格、利用者数やメディア等に取り上げられる頻度などを考慮して決定するものとし、施設の名称の設定に特段の経緯があるものや施設の性格上、愛称を付するのが適当でないと判断するものは対象外としま

す。

（例：学校等）

(3)導入対象施設は、事前に屋外広告物所管課と協議を行うこととします。

7 ネーミングライツ付与の対価について

対象施設の利用状況、市内外への訴求効果等、広告価値を見定めた上で、応募者が希望するネーミングライツ料（対価）を提案することとします。

市は、応募者が提案するネーミングライツ料(対価)の妥当性について審査会で検討します。

なお、企画提案型の場合、ネーミングライツ付与の対価は金銭ばかりでなく、施設で利用可能な製品等の提供や役務（サービス）の提供なども対象とできることとします。

8 特典（付帯権利）

ネーミングライツパートナーに対し、施設内での商品PR、自社のホームページ等でネーミングライツパートナーであることをPRできる等の特典を与えることができます。

（詳細は募集要項に定めるほか、双方協議のうえ、契約書等において定めます。）

※指定管理者制度導入施設については、対象施設担当課・現指定管理者と特典内容について協議を行うものとします。

9 契約期間

原則 1 年以上とし、応募者が提案することとします。

※指定管理者制度導入施設については、現指定管理の期間を考慮し、適切な期間設定に配慮するものとします。

10 愛称

(1) 市民等の理解

親しみやすさや呼びやすさなど、市民等の理解が得られる愛称とします。

(2) 使用を禁止する愛称

愛称が、次のいずれかに該当するものは、ネーミングライツの対象としません。

ア 法律、法律に基づく命令、条例及び規則に違反するもの

イ 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの

ウ 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの

エ 政治性又は宗教性のあるもの

オ 社会問題その他についての主義又は主張に当たるもの

カ その他、愛称として使用することが適当でないと認められるもの

(3) 愛称の変更

利用者の混乱を避けるため、原則として契約期間内の愛称の変更はできません。

1 1 ネーミングライツパートナーの募集方法等

(1) 募集方法

- ア 募集は、原則公募とし、市ホームページ、広報ふつつ等に掲載することにより行うこととします。
- イ 募集は、施設ごとに行うこととします。（施設によっては、施設の一部ごとに行うこともできることとします。）
- ウ 対象施設を特定せずに、民間事業者等から企画提案を募集することもできることとします。（対象は企画提案する時点で公募していない施設とします。）

(2) 応募資格

応募資格を有する者は、法人格を有するものとします。また、複数の法人で構成されるグループの応募も可能ですが、その際は代表の法人を設定し、責任の所在を明確にしてください。ただし、次の事項に該当する場合は、応募することが出来ません。

- ア 富津市広告事業実施基準第2条第1項に規定される規制業種又は事業者
- イ 地方自治法施行令第167条の4に規定する者に該当するもの
- ウ 富津市建設工事請負業者等指名停止措置要領に基づく指名停止措置を受けているもの
- エ 法人税、法人事業税、法人住民税、消費税又は地方消費税を滞納しているもの
- オ 公序良俗に反する事業を行うもの
- カ 政治性又は宗教性のある事業を行うもの
- キ その他、本市のネーミングライツパートナーとして不適当と認められるもの

(3) 費用負担

応募に要する経費は、すべて応募者の負担とします。

(4) 募集要項

- ア 募集に関しては、応募に必要な事項を記載した募集要項等を対象施設担当課が作成します。（公募型のみ。企画提案型については、財政課が作成）
- イ 申請方法や選定手続き等をあらかじめ公表し、選定の透明性の確保に努め

ます。

(5) 募集期間

公募型については、原則として30日以上とします。

企画提案型については原則として1年間としますが、募集期間中に新たに公募型を実施し、それにより対象施設の見直しが必要となる場合は、募集を一度締め切り、再度条件を見直した上で募集を行うこととします。

(6) 応募がなかった場合の取扱い

公募型において募集期間を経過しても応募がなかった場合は、募集要項に定める条件を見直し、再度の公募を実施するか又は募集を取りやめます。

企画提案型については、募集期間の1年が経過しても応募が無かった場合、期間を1年間更新することができることとします。ただし、前項の規定どおり、新たに公募型を実施し、それにより対象施設の見直しが必要となる場合は、募集を一度締め切り、再度条件を見直した上で募集を行うこととします。

1.2 選定方法

(1) 審査委員会の設置

ネーミングライツの導入に際し、関係部局等の職員で組織されるネーミングライツ導入審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置し、導入の可否、募集要項等の決定、応募者の審査、優先交渉権者の決定等について審査を行います。なお、同委員会の委員は、総務部長を委員長とし、対象施設の運営、維持管理に関係する部局等の長のほか、委員長が指名した者とします。審査委員会の事務局は、財政課が行います。

(2) 審査項目及び審査ポイント

次の視点で審査項目を定め、総合的に判断します。

なお、応募者が1者の場合でも、審査委員会においてネーミングライツパートナーとしてふさわしいか否かについて審査・選定を行います。

ア 愛称案

《審査ポイント》

- ① 市民にとっての親しみやすさ、わかりやすさ
- ② 施設の設置目的やイメージとの整合など

イ ネーミングライツ料及び契約期間

《審査ポイント》

- ① 応募金額の妥当性、相対評価など

※対象施設の維持管理費、事業等の必要経費や利用者数、広告価値等を参考に、他自治体における類似事例などを考慮し、施設ごとにネーミングライツ料（対価）を算定し、提案されたネーミングライツ料（対価）と合致するか検討します。

なお、市によるネーミングライツ料の算定は、「富津市公共施設白書」に掲載された直近のハード支出額を参考とします。施設の一部への導入の場合は、導入面積割合を考慮した上で算定するものとします。

② 契約期間の妥当性

ウ 経営の安定性

《審査ポイント》

- ① 財務状況から見た経営の安定性
- ② ネーミングライツ料の支払い能力など

エ その他

《審査ポイント》

- ① 応募者からの付帯提案があればその内容について

1 3 審査結果の通知

審査後、全ての応募者・提案者に文書で通知するとともに、優先交渉権者を広報ふっつ、市のホームページなどで発表します。

1 4 ネーミングライツパートナーの決定及び公表等

(1) ネーミングライツパートナーの決定と契約の締結

優先交渉権者との協議が整った場合は当該団体をネーミングライツパートナーとして決定し、ネーミングライツに関する契約を締結します。

(2) ネーミングライツパートナーの公表

ネーミングライツパートナー決定後、すみやかに当該団体の名称、施設の愛称、ネーミングライツ料、契約期間等を広報ふっつ、市ホームページ等により公表します。

15 ネーミングライツ導入に伴う費用負担

市とネーミングライツパートナーの費用負担は、次によるものとします。

(詳細は募集要項に定めるほか、双方協議のうえ、契約書等において定めます。)

区分	市(指定管理者含む)	ネーミングライツパートナー
敷地内外の看板表示等の変更(施設看板、道路標識、バス停、バス経由地案内) ※1		○
契約期間終了後の原状回復		○
市(指定管理者含む)のパンフレット、封筒等の印刷物やホームページの表示変更※2	○	

※1 敷地外、道路標識等の表示変更は、市や関係機関と協議の上、変更可能な表示について行います。また新規看板等の設置については、設置の可否も含めて協議します。

※2 残部数や切り替え時期などを考慮し、協議のうえ決定します。

16 愛称の使用

愛称については、市が積極的に使用するとともに、関係機関への周知と使用を促します。

17 契約の解除

災害その他の不可抗力等、双方の責めに帰し得ない事由により契約に定める義務を履行できない場合、市は既に支払われたネーミングライツ料のうち未履行分について、日割りによる計算の上、ネーミングライツパートナーに速やかに返還することとします。(原状回復に必要な費用はネーミングライツパートナーが負担するものとします。)

ネーミングライツパートナーの信用失墜行為等に伴い、当該施設のイメージが損なわれるおそれが生じた場合、市は契約満了を待たず契約を解除できることとします。

その場合における、原状回復に必要な費用はネーミングライツパートナーが負担するものとし、ネーミングライツ料も返還しません。

18 契約期間の満了

市は契約期間満了までに、当該施設について、ネーミングライツの継続実施を判断します。なお、愛称が頻繁に変更となることを避けるため、ネーミングライツの契約更新施設においては、現ネーミングライツパートナーは優先的に交渉する候補者となることができます。(更新時においても審査委員会での審査を実施します。)

19 指定管理者制度導入施設にかかる留意点

対象施設が指定管理者制度導入施設の場合は、指定管理者制度の趣旨に鑑みながら、指定管理者の不利益とならないよう、次のような観点に留意するものとします。

(1) 優先交渉権者について

現指定管理者と事前協議を行い、応募の意思がある場合には、優先交渉権者として決定できるものとします。応募の意思がない場合又は協議がまとまらなかった場合に公募に切り替えるものとします。

(2) 契約期間について

現指定管理の期間を考慮し、適切な期間設定に配慮するものとします。

(3) 特典(付帯権利)について

指定管理者制度導入施設については、対象施設担当課・現指定管理者と特典内容について協議を行うものとします。

20 事務所管課

(1) ネーミングライツ導入に係る庶務について

ネーミングライツ導入に係る庶務については、財政課において処理することとします。

(2) ネーミングライツに係る事務処理における合議先について

対象施設担当課がネーミングライツに関する事務処理をする際には、財政課を合議先として事務処理を進め、情報提供するものとします。

(3) 屋外広告物関係について

ネーミングライツ導入に関して、施設や敷地等に看板等を設置する際には、屋外広告物所管課と協議を行うこととします。

(4) 予算関係について

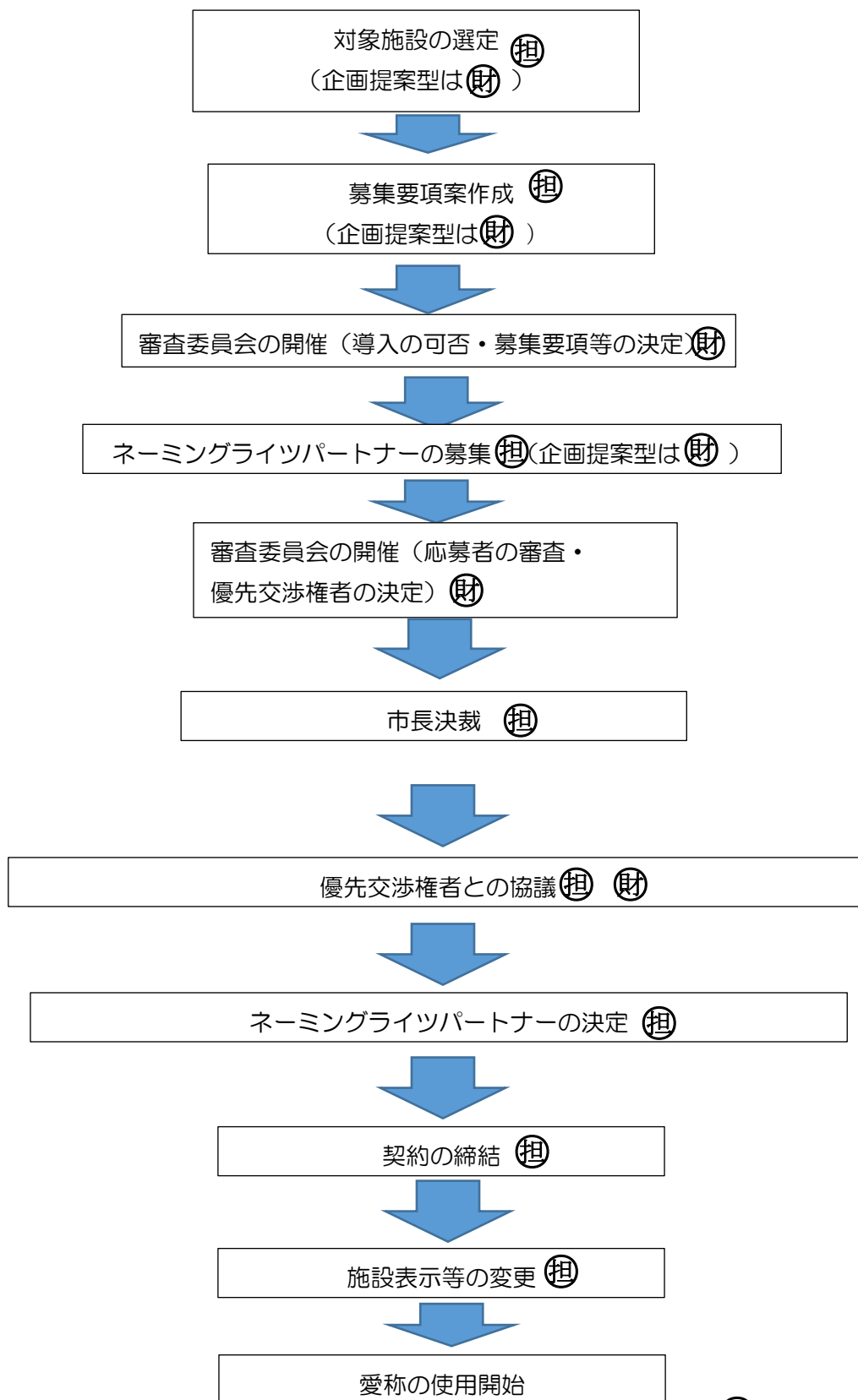
審査委員会開催に係る歳出は財政課、ネーミングライツ料の歳入に関する予算措置は対象施設担当課において行います。

歳入として受けたネーミングライツ料は、台帳管理の上、対象施設の維持管理費や備品等、施設の効用を高めることに活用することとします。

(5) 企画提案型における事務所管について

企画提案型における事務所管については、募集要項の作成・審査委員会の開催までは財政課で行い、その後の市長決裁以降のプロセスを対象施設担当課にて行うこととします。(但し、優先交渉権者との協議については財政課も同席します。)

ネーミングライツ導入手続きフロー



①・・・対象施設担当課
②・・・財政課

制定	平成30年	5月
改定	平成31年	4月
改定	令和元年	11月
改定	令和5年	4月
改定	令和7年	4月